

第14回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

日時：平成16年11月13日（土）

午後1時30分から

場所：西牟婁振興局 4階 大会議室

1. 開 会

委員長あいさつ及び前回議事録の確認

2. 報 告

- 1) 候補地選定基準（案）に関する意見募集について （資料1 p1～2）
- 2) 和歌山県世界遺産条例（仮称）について （資料2 p3）

3. 議 題

- 1) 候補地選定基準（案）に対する意見について （資料3 p4～13）
- 2) 第3段階（候補地群の抽出）の進め方について （資料4 p14～16）
- 3) 候補地群から絞り込む際の留意事項について （資料5 p17）
- 4) その他

4. 次回検討委員会の開催について

5. 閉 会

候補地選定基準（案）に関する意見募集について

1．意見募集の実施

（1）募集期間

平成16年10月18日（月）から平成16年11月5日（金）までの3週間

（2）応募対象者

応募できる対象者は、今回特に限定無し

（3）意見募集の対象事項

候補地選定基準（案）について

「紀南地域にふさわしい最終処分場」のあり方について

（4）候補地選定基準（案）の配布及び閲覧

下記の場所で配布及びスクリーニング結果の地図を閲覧

- ・紀南地域廃棄物適正処理検討委員会事務局
- ・県庁循環型社会推進課
- ・御坊保健所・田辺保健所・新宮保健所・新宮保健所古座支所
- ・紀南地域の各市町村廃棄物担当課
- ・紀南地域の各市町村商工会議所及び商工会

インターネットによる閲覧

（5）意見の提出先

委員会事務局へ郵送、FAX、電子メールにより提出（電話での意見は不可）

2．応募結果

計22名の方からご意見をいただきました。

御坊市・日高郡	4名
田辺市・西牟婁郡	15名
新宮市・東牟婁郡	1名
県外	2名
合計	22名

3. 意見募集の広報等について

(1) 事前告知

第13回委員会終了後、9月14日(火)から10月17日(日)までの間、協議会ホームページにおいて実施

(2) 新聞報道

全国紙及び地方紙(計4紙)で報道(参考資料)

(3) ラジオ放送の実施

10月20日～31日(土・日曜日を除く)の間、FMビーチステーション(白浜町とその周辺5市町村が受信エリア)から1日3回の放送を実施

(4) 関係団体のヒアリング

地域内の5農業協同組合、15森林組合に対して、候補地選定基準(案)の説明及びヒアリングを10月21～22日に実施するとともに、候補地選定基準(案)に対する意見を照会

関係団体一覧

	団体名
農 業 協 同 組 合	J A グリーン日高
	J A 紀州中央
	J A みなべいなみ
	J A 紀南
	J A みくまの

	団体名
森 林 組 合	川辺町森林組合
	印南町森林組合
	中津村森林組合
	美山村森林組合
	龍神村森林組合
	南部川村森林組合
	西牟婁森林組合
	中辺路町森林組合
	大辺路森林組合
	新宮市森林組合
	那智勝浦町森林組合
	熊野川町森林組合
	本宮町森林組合
	北山村森林組合
	南紀森林組合

和歌山県世界遺産条例（仮称）について

県はユネスコ世界遺産の意義を踏まえ、和歌山県の世界遺産に対する基本姿勢を明確にし、県民がこれを共通認識するための「和歌山県世界遺産条例（仮称）」の制定をめざし、検討を始めた。

1. 概要

（1）スケジュール

平成16年11月～12月 条例案検討委員会で検討
11月5日 第1回検討委員会開催
平成17年2月 県議会に上程予定

（2）検討委員会の構成

学識経験者（景観、行政法等）、霊場・参詣道の管理者、観光、森林の関係者、民間団体代表者、和歌山県教育長、和歌山県企画部長など12名

（3）条例に規定する項目（想定）

世界遺産の保全と活用に対する基本理念、県民・行政・訪問者の役割など

2. 候補地選定基準との関連

候補地選定基準では、第1段階の法令及び県条例に関する地域の除外（1次スクリーニング）として、国又は県により開発等が規制されている地域で、候補地エリアから除外すべきと考えられる地域を除外することとしている。

このため、世界遺産条例（仮称）により、何らかの具体的な開発等が規制される地域が指定された場合、その条例の趣旨、また前回まで委員会で検討してきた「熊野古道と霊場」に関する考え方にに基づき、最大限考慮するものとする。

候補地選定基準（案）に対する意見について

意見募集を行ったところ、以下のように意見の提出がありました。

1. 意見の応募状況

(1) 地域・職業別

職業 \ 住所	御坊・日高	田辺・西牟婁	新宮・東牟婁	県外	計
農業	1				1
自営業		1			1
食料品製造・加工	1	1			2
旅館業	1				1
サービス業		2	1		3
会社員		7			7
団体職員		2			2
公務員		2			2
市町村議会議員	1				1
環境カウンセラー				1	1
設備メーカー				1	1
合計	4	15	1	2	22

環境カウンセラー：市民・事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人

(2) 意見対象別

候補地選定基準（案）について	61件
「紀南地域にふさわしい処分場」のあり方について	9件
その他の意見・提案等	8件
応募いただいた意見の内容を対象別に細分化した延べ数	

2. 意見取りまとめ表

(1) 候補地選定基準(案)について(延べ61件)

案の項目等	意見の内容	対応等
1 候補地選定の考え方(p1)		
1-1 想定している最終処分場について	<p>管理型最終処分場については、当然そうあるべきである。 覆土は3割以上が望ましいと考えます。</p> <p>今の計画の容量50万m³、覆土量20%、期間15年は小さくないか。 埋立後の養生期間短縮及び産業誘致を考慮すれば、容量100万m³、覆土量50%、期間20年程度(焼却灰込み)の施設を考慮できないか。</p>	
1-2 候補地選定の流れについて	<p>最終処分場というものは、ただ単に、都市から離れた山の中に造ればいいというものなのかと思っていました。しかし、今回『候補地選定基準案』を拝読したところ、非常に入念なスクリーニングが行われ、候補地が選ばれていく過程をイメージすることが出来ました。</p> <p>第1段階の、法令に基づく1次スクリーニングは当然なされなければならないものでしょう。この中だけで16もの法令が関わってくることに驚きました。</p> <p>第2段階の、2次スクリーニングは、『紀南地域の特性を考慮』するというだけあり、世界遺産に登録された熊野古道と霊場は除外対象になるとわかりました。歴史文化的価値はもちろん、観光産業の活性化という視点からも、保護すべきものと考えます。</p> <p>また、水道水源の取水地点について、『水源からの距離による一律の除外を行う』とされている点は重要だと思います。第151回国会において森前首相が、処分場の立地において水源地保護の必要はない、とも解釈できる発言をしたという事実からすると、この委員会は、住民の立場をよく理解されて検討を重ねられたのだと思われまます。</p> <p>この時点で、15~16ページの地図を見ると、県土のほとんどは塗りつぶされてしまったように見えます。このあと、第3段階として『一律の距離設定による除外では不十分なものについて、個別の候補地をチェック』することになります。実はこの抽出が、もっとも重要でもっとも困難なのではないかと思われまます。この際の留意事項について、委員会が今後も検討を重ねられるとのことで、大いに期待したく思います。</p>	

案の項目等	意見の内容	対応等
2 候補地選定基準 (p 5)		
1次・2次スクリーニング基準	<p>最終処分場への搬入量が最も多く、地域の中心位置でもある田辺市やその周辺地区において、第一次および第二次スクリーニング結果の除外区域外では平坦地や緩傾斜地が少なく、遠隔不便な場所となり、必然的に造成等に係る工事は大規模にならざるを得ない。</p> <p>そこで、第一次スクリーニング中で都市公園、農用地区域、国有林、第二次スクリーニング中で水道水源地点から半径1 km、主要道路から2 kmの距離規制については再考し、候補地の一部がこれらの除外地区に該当しても支障回避が可能な場合は、そうした地区域も候補地に挙げられるように検討しては如何でしょうか。</p> <p>広域的な住民および産業の公益性事業である以上、県や国への働きかけによって方策は執れると思うし、生ごみと違い中間処理済みであり、浸出水処理設備も具備されることでもあり、スクリーニング基準に縛られて、遠隔不便な場所を選定せず、不要な搬送エネルギーを削減し、地域の環境へも配慮する方が良いと考える。</p> <p>川などがある場所には、つくらない。</p> <p>大切な雑木林を伐採しない。</p> <p>絶滅危惧種、貴重な自然環境の確認 (同趣旨意見外1件)</p> <p>自然条件を考慮して選定する。</p> <p>地域の特性を考慮して選定する。</p>	
その他 (選定基準の項目に該当しない意見等)		
地形・地質	<p>30°以上の急傾斜地でないこと。</p> <p>雨水集水面積を小さくし、山間部であれば出来るだけ頂上に近い部分に計画する。</p> <p>紀南地域の特性より、山間部の場合は南東斜面を避けるように (雨水の関係) (同趣旨意見外1件)</p>	

案の項目等	意見の内容	対応等
地形・地質	希釈水が十分に確保できる場所（地下水、河川水等）	
	地下水の変動が少ないこと。 （同趣旨意見外 2 件）	
	風化岩の有無	
	埋立地地盤が強固な場所	
	地形上、谷の出口は小さく、かつ、谷はできるだけ広いこと。	
地理的（立地）条件	<p>海域までの距離が短いこと - 浸出水の処理施設が建設されることは当然としても、出来れば海域までパイプを敷設出来るくらいの距離にあることが望ましい。 （同趣旨意見外 3 件）</p>	
	<p>自然環境保全の立場からすれば、山深い地域は対象外にすべきです。スクリーニングによって残った地域についても、紀南地域は地形上山並みも険しく、平地の少ない地域であり、山の急斜面にもみかんや農作物が作られています。また、工事をするには電気や水道が必要であり、そんなものが使えない地域も対象外としてはどうですか。</p>	
	処分場周辺に人口が少ない場所	
	観光地（海水浴場、温泉地等）からなるべく遠い場所	
	紀南地域の距離的に中心部がよいと思います。	
	風による影響を考慮して施設をつくる。 （同趣旨意見外 1 件）	
	同じような施設の集中に配慮するため、建設予定地の周辺に中間処理施設など廃棄物関連施設があるかどうか確認する必要がある。	
水利	<p>処分場下流域には、農業（田畑）、漁業（いけす等）、林業等を営む者が少ない場所 （同趣旨意見外 3 件）</p>	

案の項目等	意見の内容	対応等
搬入道路	往来する収集運搬車による幹線道路の住人への影響を、考慮できる範囲内で検討頂きたい。 (同趣旨意見外1件)	
	アクセス道路は、現在の幹線道路より著しく離れないこと及び最終進入路は専用道路を取り付けられること。 (同趣旨意見外1件)	
	防災等の緊急時にも対応できるよう周辺の道路を整備する。	
経済性	大量排出地の近く - 大都会のような排出量は見込めないものの、経済性(27市町村の)を考えると、排出量の多い地域の近辺が望ましい。また、運搬距離が長くなると車の排気ガスも心配 (同趣旨意見外2件)	
	最終処分場へ搬送される地区別物量は、人口や産業面から見ても田辺市を含む周辺地区が多いことや搬送距離の偏りを少なくする点からも位置的に中心点に近い田辺市からそう離れてない距離にあることが望ましい。 (同趣旨意見外1件)	
	アクセス道路、発電、給水設備等建設費や大規模な造成工事を要する事業であるため、同じ箇所に近接して複数の処分場を将来造れる場所があれば、当初の設備等を共用でき、永い目でみると候補地として望ましい。	
処分場の構造等	地下水への廃棄物汚染の流出を防ぐ。 (同趣旨意見外2件)	
	廃棄物処分場に降る雨水の処理	
	環境基準を大きく下回る施設を造るとともに、処分場周囲の環境測定を定期的を実施する。 (同趣旨意見外1件)	
	自然災害に対する対応(特に地震) (同趣旨意見外2件)	
	法で定める構造基準に最低限準ずるのではなく、現段階で最高の技術水準で計画すること。(構造基準だけ守っていても信頼性のある処分場は出来ない)	

案の項目等	意見の内容	対応等
その他	できる限り埋め立てしないで良いように分別する。	
	廃棄物に対する人の教育、モラルの向上	
	最終処分場すべての情報公開 (同趣旨意見外1件)	

(2)「紀南地域にふさわしい最終処分場」のあり方について(9件)

意見の内容	対応等
<p>紀南地域にとって最終処分場確保は必要不可欠である。適正処理方針の基本理念にのっとり、あらゆる条件の中で最適な場所を決定し、リーダーシップを持って計画を進めていただきたい。</p>	
<p>最終処分場の必要性は十分認識しております。処分場設置には難題が山積すると思いますが、実現に向けて進めていただきたいと願います。</p>	
<p>雨水集水域面積を小さくし、山間部であれば出来るだけ頂上に近い部分に計画する。 南海、東南海地震が発生する恐れがあるため、垂直震度を設計にどう反映させるか 大きな擁壁が必要？ 信頼性の高い処分場の建設計画が必要であり、二重、三重の遮水工が必要 搬入廃棄物、維持管理状況などを確認するため、事業者と住民による(必ず経験者を加えること)定期的なチェック機構を設置することが重要である。 また、15年後に閉鎖する時に雨水が埋め立て地に混入しないような処置が必要</p>	
<p>単なる埋立処分場ではなく、焼却場(できれば広域対象)を併設し、雇用の創出を図れること。</p>	
<p>使用期間終了後、他の用途に使えるようにする。 最終処分場に運びこまれた廃棄物を分別し、再資源・再利用化できるような施設も必要</p>	
<p>埋立完了後の跡地利用が紀南地域に貢献できるようなプランを立て建設してほしい。(例 野球場、サッカー場、モータースポーツ場など)また、今後予想される大地震にそなえた処分場であること。</p>	
<p>埋立期間15年間というのは国の方針のようだが、立地条件としてもう一つ処分場、その他の施設が造れるくらいの候補地が望ましいと考えます。 用地面積については、10年に一度とか、20年に一度とか建設できる類の施設ではない(迷惑施設という一般的認識)ので、中間処理施設、リサイクル施設等を併設し、一つの産業として認識して貰えるような構想が必要だと考えます。</p>	
<p>最終処分場は、迷惑施設との意識のもと、必要施設でありながら全国的に施設建設が困難になってきています。しかし、そのようなとらまえ方でなく、地域の重要な産業と考える発想が必要と考えます。 狭い地域の処分場でなく、産業として県内全域もしくは全国から受け入れられるような規模、リサイクル団地の併設等を考慮した上、第一期計画として容量100万m³、用地面積50ha以上の処分場を目指すべきである。また、地形的に第二期・三期と計画できることが必要である。</p>	

意見の内容	対応等
<p>昨年度より設置されました適正処理検討委員会において、度重なる審議をしていただき、ごみ行政の抱える様々な課題・問題点を前向きに、又積極的に話し合ってもらったこと、そのメンバーに行政、識者のみならず、一般の主婦あるいは、地域で環境問題に取り組み、よりよい方策を求め実践している方々が参加できましたことを感謝しています。</p> <p>最終処分場は各県毎に必要であり、現状の他の県にごみを引き受けてもらうのは、自分勝手だと思います。誰しもきかないもの、いやなものは自分の身近には要らないでしょうが、元を正せば自分たちが出したごみです。</p> <p>焼却しても焼却灰は残ります、決してなくなりません。</p> <p>今回の処分場も15年間の使用をめぐりにしています、各自の努力で、徐々にごみが減っていくことを願って、今回の処分場について私なりに考えてみました。</p> <p>世界遺産に登録された中辺路も候補地に上がっていますが、第二スクリーニング基準の文化財保護の規定により、「世界遺産に登録された参詣道の保全のために市町村が制定している景観保全条例の考え方に準じて道とその両側それぞれ50mずつを候補地から省く」とありますが、50mでは少ないように思います。個別に考慮するとありますが、景観の面からも、まず地域の意見を十分考慮いただいた上で、縦割り行政の弊害が出ないように各省庁がそろっての協議となるようお願いいたします。</p> <p>又、河川区域は除外されていますが、近隣の山はもちろんのこと、付近一帯すべての土壌が水源地となるのであれば、ぜひ密閉式の処理場を建設して、同じ理由から屋根もつけていただくことを希望します。</p> <p>もし、遺産地域になった場合は、景観上周囲に溶け込む形態であることと、輸送車が付近を走って雰囲気を壊さないようなルート選択も望みます。</p>	

(3) その他の意見・提案等(8件)

意見・提案等の内容	備 考
<p>最終処分場を計画するに当たり、建設候補地をいきなり提示し、地域住民から相当の反対を受けている事例が多い中で、住民を含めた検討委員会で候補地選定基準を作成していることは、これからコンセンサスを得ていく過程で非常に良いことと考えます。</p> <p>しかし、この種の検討会、委員会に最終処分場を設計、建設あるいは維持管理したことのある経験者が余り参加していないことが不思議である。素人(言い換えれば常識者)ばかりの議論でなく、最終処分場に通じた経験者の話も良く聞くべきである。</p> <p>反対運動者は反対を支援してくれる者の意見ばかり聞く傾向にあり、正確な判断が出来ていない事例が多い。</p>	
<p>スクリーニングによって白地部分が絞られてくるが、重要なことは、その中からどのようにして候補地を選定するかであると思う。</p> <p>結局、どの地域を候補地にしても、その地域の住民は反対すると思う。これまでの事例からしても、候補地を選定してから、その地域の住民に話を持っていくと、住民にとっては寝耳に水で、反対の勢いがついてしまうのではないか。</p> <p>問題は、いかに住民とうまく協議ができるかであると思う。</p> <p>そのためには、スクリーニングを行なっている現段階から、各市町村の取り組みにより、機会あるごとに住民と対話していく必要があると思う。</p> <p>当局と地域住民とが対立関係になるのではなく、共に考え、最善の結果が得られるよう、もっと住民に情報を提供していく必要があると思う。</p> <p>そのことによって、ただ反対と言うだけでなく、一人でも多くの方がごみや環境について真剣に考えるようになることを願う。また、そうならなければならないと思うし、ごみの減量や環境の保全について個人レベルで実践できることは、我々ひとりひとりが実践していかなければならない。</p> <p>生活することによって大量のごみを放出している今の暮らしについて、見直さなければならないと思う。</p>	
<p>和歌山県は県土のほとんどが山林である。この山林は水源を育て、土砂災害から我々を守り、また林業や観光地として暮らしを支え、歴史文化の象徴として我々の魂のよりどころともなる。しかし、人の生活が続く以上、処分場をこの中のどこかに作らないわけにはいかない。入念な作業と活発な議論を経て、候補地が選定されることに期待する。</p> <p>特に、今年、日本各地で山間部における洪水や土砂災害が多発した。新潟県中越地震では山間部での被災状況のすさまじさが目に付いた。地質や活断層の状況など、一概に共通点を見出すことは出来ないかもしれない。しかし、南海地震に備え、防災の視点をもって、候補地選定をお願いしたい。</p>	

意見・提案等の内容	備 考
<p>産業界の取り組みがあまりにも他人事でありすぎるように思います。一時期から見ると、行政も専任職員を出して積極性が伺えますが、もう一步踏み込んで産業界に対し、経済・農林・水産・土木・建設課等の部局が一つになって指導できるような組織を作る。又、指導する姿勢を持つことが必要であると考えます。</p>	
<p>全国では、最終処分場での事故など時々耳にしますが、十分に住民の意見を聞き、またディスカッション等をして事故、及び環境破壊にならないように進めてください。</p>	
<p>今回の候補地選定基準の地図を拝見いたしましたところ、印南町の大部分が候補地となっております。私は、最終処分場の候補地として印南町を選定することに反対しております。</p> <p>理由</p> <p>候補地選定基準（案）によると、処分場には「遮水機能」があり、浸出水は「処理施設で処理する」とのことです。しかし、人間に完全や絶対はありません、万が一、先般の原子力発電所の事故のように、人為的な要因による事故や管理ミスが起きると、処理場から土壌への浸水、その結果として、農作物への被害も予想されます。</p> <p>印南町の平野部、山間部では、私のように農業を生業としている者が多くおります。最終処分場が近くにできた場合、万が一農作物に被害が出ることをたいへん懸念しております。</p> <p>理由</p> <p>印南町は、隣のみなべ町とならんで日本有数の梅の産地です。個々の農家や梅加工業者はもとより、農業協同組合についても、昨年「JAいなみ」と「JAみなべ」が合併し、現在では、「JAみなべいなみ」として「南高梅」ブランドをはじめとする日本一の梅の産地として、ブランド化に取り組んでおります。特に、梅干については近年健康食品として全国から注目を浴びており、梅加工業は紀南の基幹産業の一つです。</p> <p>また、昨今、消費者が食の安全を求めている中、もし印南町内に最終処分場ができると、消費者から作物への品質管理（土壌への浸水による影響）に対する懸念が高まることを危惧しております。そうなりますと、ブランドの信用力、ひいては商品の競争力や、生産者の意欲の低下が懸念されます。梅干を基幹産業としている紀南の地域経済にも影響を及ぼしかねません。</p> <p>理由</p> <p>印南町は、インゲンやウスイなど豆の生産では日本一であり、また和歌山県推奨品であるミニトマト「赤糖房」など、特色ある農作物づくりに取り組んでおります。また、その成果として、ブランドとして認知されつつあります。と同様の理由で、最終処分場の候補地に選定されることに大変懸念を抱いております。</p> <p>最終処分場の立地・建設は、「徹底した管理の下で人為ミスを起こさないこと」を想定する一方、「ごく低い確率でミスがあった場合には、被害をもたらず」というリスクを、その地域の住民に背負わせると思います。私ども農業を生業としている者は、土壌に種や苗を植え、河川の水をひいて、育てて食物にしております。土壌や河川の質に、たとえ確率は低くてもリスクを負わせる可能性のある施設の建設には、反対せざるを得ない立場にあります。</p> <p>以上、農業に携わる者からの一面的な見方でありますこと、ご了承いただきたくお願いします。</p>	

意見・提案等の内容	備 考
<p>龍神村は、日高川の上流であり、世界遺産の高野・熊野を近隣にひかえており、美人湯で名高い温泉があり自然が少なくなってきた日本列島の中でも自然豊かな村であります。</p> <p>心身共に疲れている現代人の多い中で、日本のオアシスとして有機の村を確立することも夢ではないと思います。今後、子や孫が希望を持って生きていき、汗を流すことによって現代人のたまっているストレスを解消できる、そんな場所になったなら、世の為、人の為につくしていける村づくりも夢ではないと確信しています。</p> <p>日本のオアシスとして、そして日本人の健康を守る為、龍神村に処分場は不適切と考えます。</p> <p>また、川の上流は、水源地を守るため不適切と思います。運びやすく、廻りに観光施設などないところがよいと思います。</p> <p>処分場は、完全にコンクリートで固め地下水に汚水が流れ込まないようにし、流れ出た汚水は浄化できるような完全なものでないと、後々住民に健康上の問題が生ずることでしょう。</p>	
<p>世界遺産に登録された高野・熊野を結ぶ中間点として観光エリアのまん中にある龍神村は、日高川の源流であり現村長のスローガンであるクリーン・グリーン＆フラワーそして命をもとに常に村民一丸となって自然を守っているところであります。</p> <p>この日高川の源流である龍神村に限らず、各々の川の源流は下流の人々の命、生活を守る責任のある資源であることを忘れてはならないと思います。</p> <p>日本の国丈で考えるのではなく外国（ヨーロッパ）でしたかすばらしい理想の処分場があることをテレビで見たことがあります。今の時期にみんなで真剣に考えねばならないと思います。機会を見つけて勉強していきたいと思います。</p>	

第3段階（候補地群の抽出）の進め方について

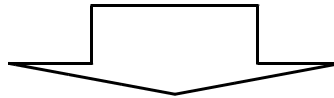
第3段階での作業手順は、1次及び2次スクリーニングにより得られた候補地エリアから、以下のように候補地群を抽出する。

事務局で実施（10月～1月）

1 地図上での候補地群の抽出

地図（2万5千分の1地形図）上で等高線を目で見て、施設整備に必要な面積、容量を確保できる谷を探す。

地域全域では、43枚の地図に分割される。現在、4枚の地図の作業が終了し、16箇所の候補地からなる候補地群を抽出している。

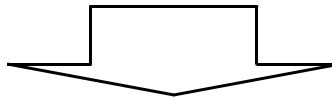


事務局と市町村で実施（11月～1月）

2 個別の候補地の照会

抽出した市町村ごとの候補地群について、順次市町村に照会し、事務局が当該市町村担当者と現地確認を行い、項目をチェックする。

チェック項目は、市町村固有の地域・地点情報であり、候補地選定基準「表3 候補地群の抽出基準」



次回検討委員会で検討

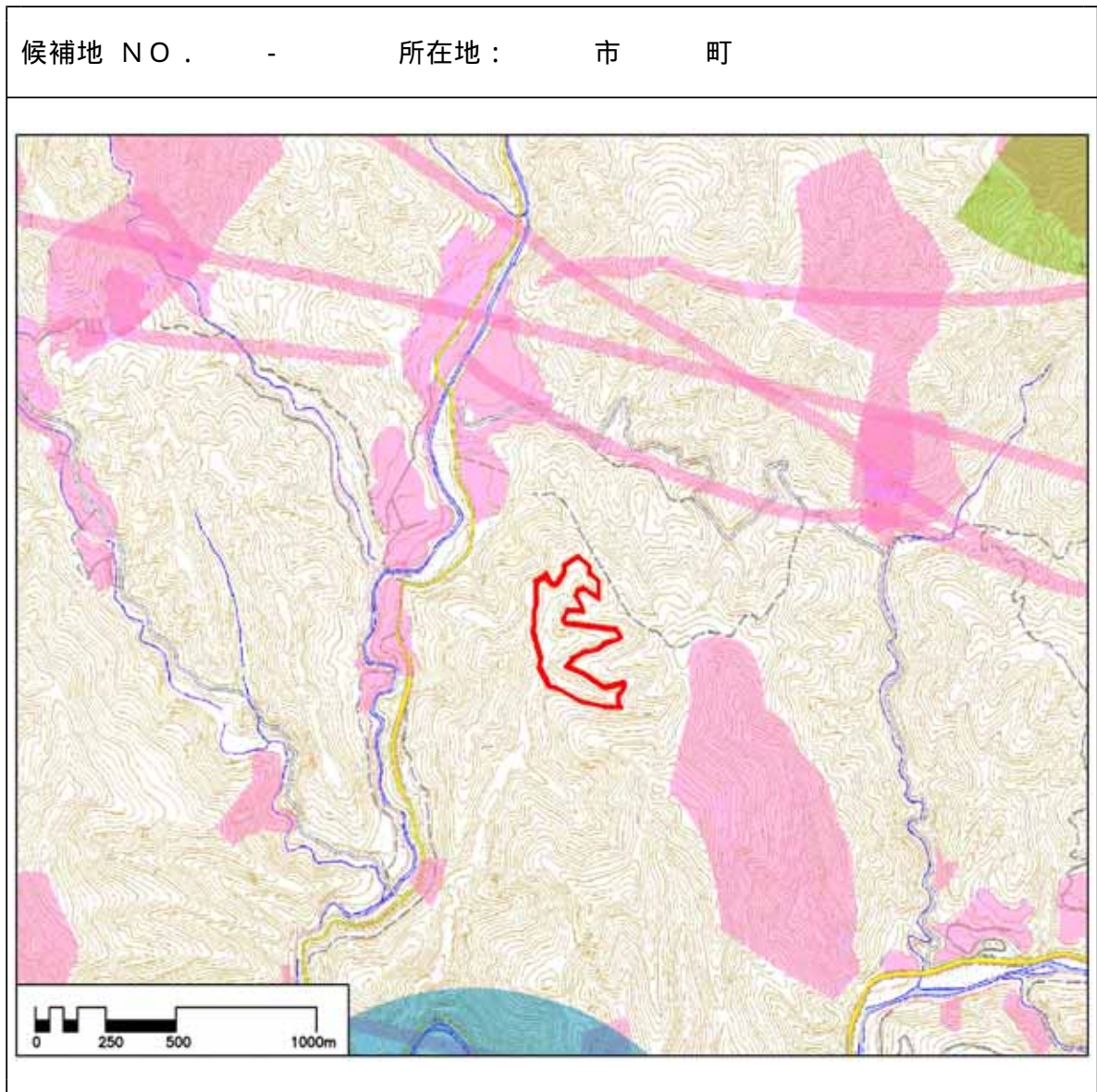
3 候補地群の確定

1次及び2次スクリーニングの項目のうち、一律の距離設定による除外では不十分なものについて、個別の候補地をチェックし、必要に応じて候補地群から除く。（断層・活断層、水道水源の取水地点等と候補地との位置関係の考慮など）

次回検討委員会では、候補地群を抽出した地域全域の2万5千分の1地形図（43枚）及び各候補地の状況票（参照 - 次のページ）により検討

例

候補地の状況



【候補地選定基準「表3 候補地群の抽出基準」のチェック】

分類	項目	摘要	評価
防 災	市町村指定準用河川		
	災害発生地		
	地質		
	地盤の液状化		

分類	項目	摘要	評価
自然環境 の保全	動植物生息地		
	市町村による保全地域		
文化財保護	市町村指定文化財		
その他	開発計画等がある地域		
	病院・学校等の公共的施設	例 特別養護老人ホーム建設中	×
	住居		
	その他（構造物等）		
<p>【備考】</p> <p>例)当該地域の近隣には 市のし尿処理施設があり、当該処理施設が稼働中の間(平成30年までの予定)は、周辺に他の廃棄物関連処理施設を設置しないという地元町内会との協定書が締結されている。</p>			

候補地群から絞り込む際の留意事項について

最終処分場の立地場所の決定は、「候補地選定基準」に基づき選定された候補地群から各種の評価を行い、建設用地を絞り込んでいく。この絞り込みについては、実際に施設の建設や管理運営を行う事業主体が実施する。

検討委員会では、事業主体が候補地群から具体的に建設用地を絞り込む過程において、留意すべき事項の検討を行う。

【検討の項目】

事業主体が候補地群から施設立地場所を絞り込む際の留意事項

- ・ 情報公開のあり方や手法
- ・ 住民参加のあり方
- ・ 事業者及び行政の係わり方
- ・ 各候補地の評価項目 など

これまでの検討の中で提案された留意事項

絞り込み時にも委員会を設置

- ・ 委員会が絞り込み決定、または事業主体が決定したものを委員会が審議
- ・ 住民参加の方法や時期（ある程度複数候補地に絞り込んでから住民参加）

将来的な構想も含めた情報の提示、住民説明会の実施

社会的条件の考慮

- ・ 地元住民との約束事や協定

搬入道路計画から見た候補地の検証

- ・ 熊野古道を横切るような道路計画

景観の配慮

- ・ 熊野古道（集客地等）からの景観を損なわないような場所